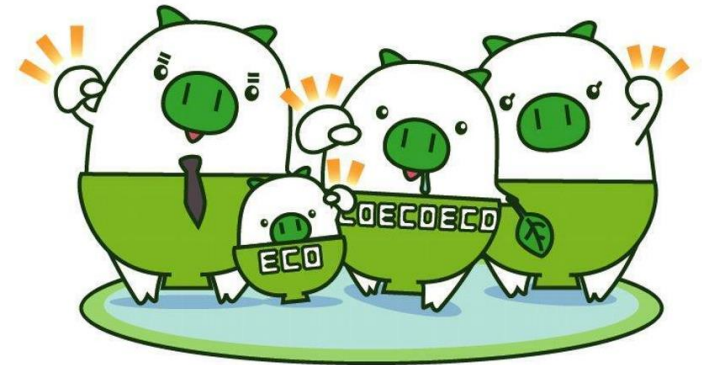


令和7年度苅田町環境審議会(第2回)

令和7年8月20日(水) 14:00~

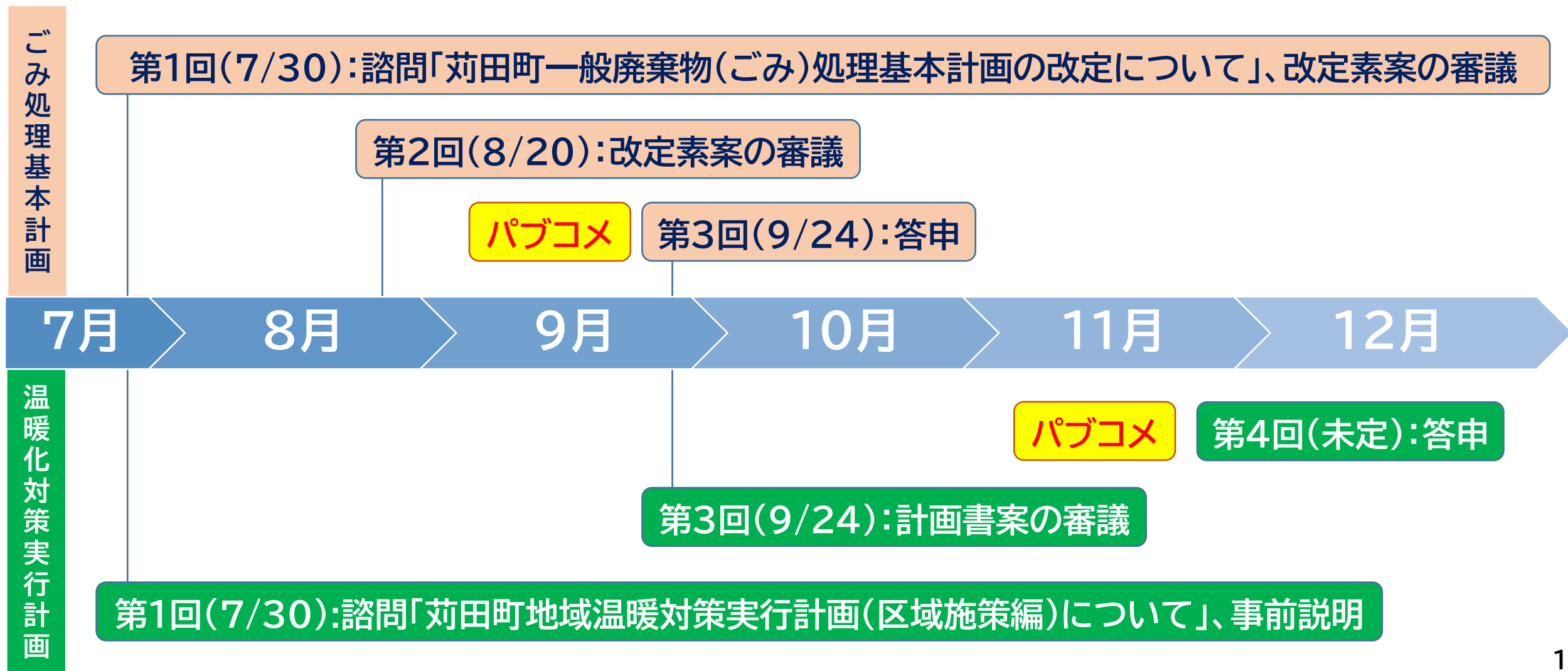
苅田町
環境課廃棄物対策担当



「諮問→審議→答申」のスケジュール(予定)



※令和7年度は、全4回を予定。まず「ごみ処理基本計画の改定」からスタート。



「ごみ処理基本計画改定」の審議について



第1回(7月30日)

諮問「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定」
→改定素案の説明(主な改定箇所、改定理由等)



委員からの意見聴取

3週間(7/30~8/20)

第2回(8月20日)

審議内容:具体的なごみ減量化施策について



委員からの意見聴取

随時

町民からの意見募集

4週間(8/22~9/19)

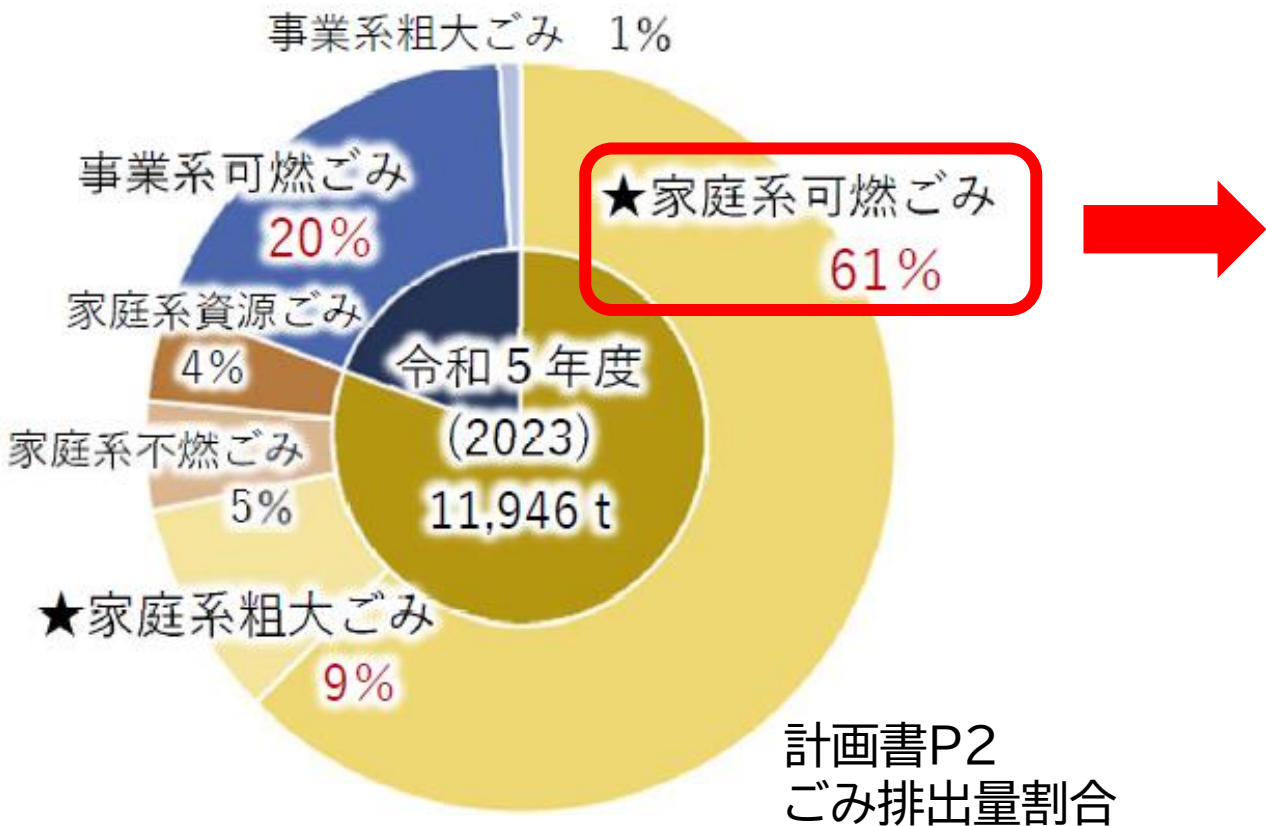
第3回(9月24日)

答申「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定」
→ 答申を踏まえ、令和7年10月中に改定・公表予定

ごみ減量の取組み(減量化施策)について

改定:P2

⇒ 当初計画から基本的な考え方は変わっていない。
「組成割合の大きな(排出量の多い)ごみをどうやって減らしていくか」ということに尽きる。

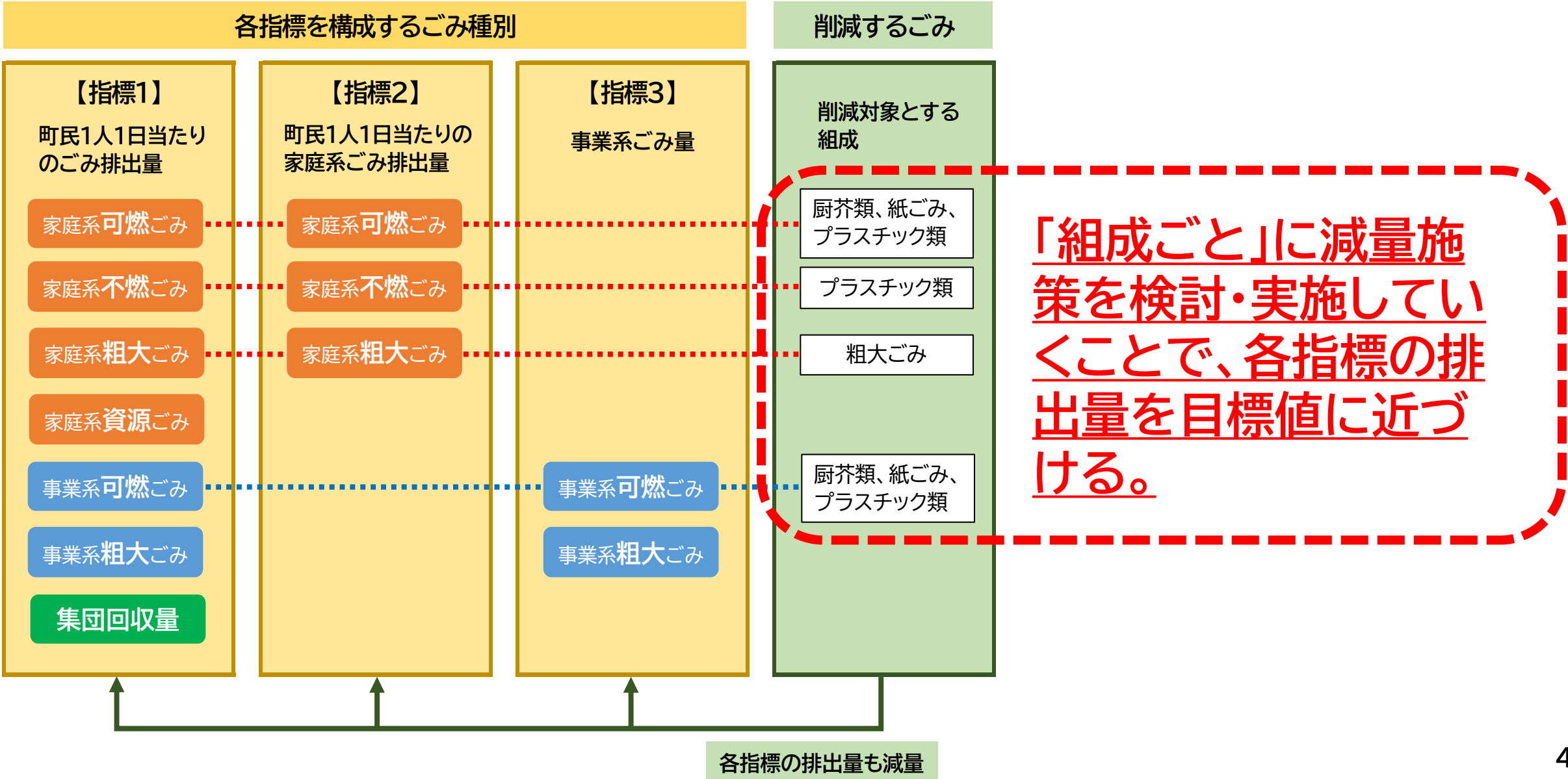


家庭系可燃ごみの組成割合(R4年度)

種類		構成比
厨芥類		33.30%
	調理くず	17.11%
	食品ロス	11.38%
	その他	4.81%
紙類		33.03%
高分子類		20.89%
その他		12.78%
		100.00%

【参考】削減対象とするごみ

改定:P8、9



今回配付している改定素案について



前回配付させて頂いた改定素案から、以下の修正を加えております。

- ①誤表記の修正
- ②各表中の単位の整理・明記・統一(ex.表4)
- ③『取組の方向性』として、明記した方が良いと思われる記載の追加(事務局案:P10～)
- ④説明を補足すべき部分の加筆・修正

※目標指標、目標値について変更はありません。

ごみ減量の目標達成に向けた取組の方向性は4つ。

方向性1 … ごみの減量の推進(改定計画 P11)

方向性2 … 分別・リサイクルの推進(改定計画 P16)

方向性3 … ごみについて考える機会の提供(改定計画 P22)

方向性4 … 適正なごみ処理システムの運用(改定計画 P23)

→ 改定計画において、当初計画から修正・追記した部分を次ページから御説明します。

⇒ 各主体から排出されるごみの量そのものを減らす取組

1) 家庭から出るごみの減量

2) 事業所から出るごみの減量

3) ごみの有料化に向けた取組の導入

4) 食品ロスの削減 = 「食品ロス削減推進計画」を新設(P26～)

※ごみ処理基本計画のうち、食品ロス削減に関連する事項の個別計画として新規に策定した。

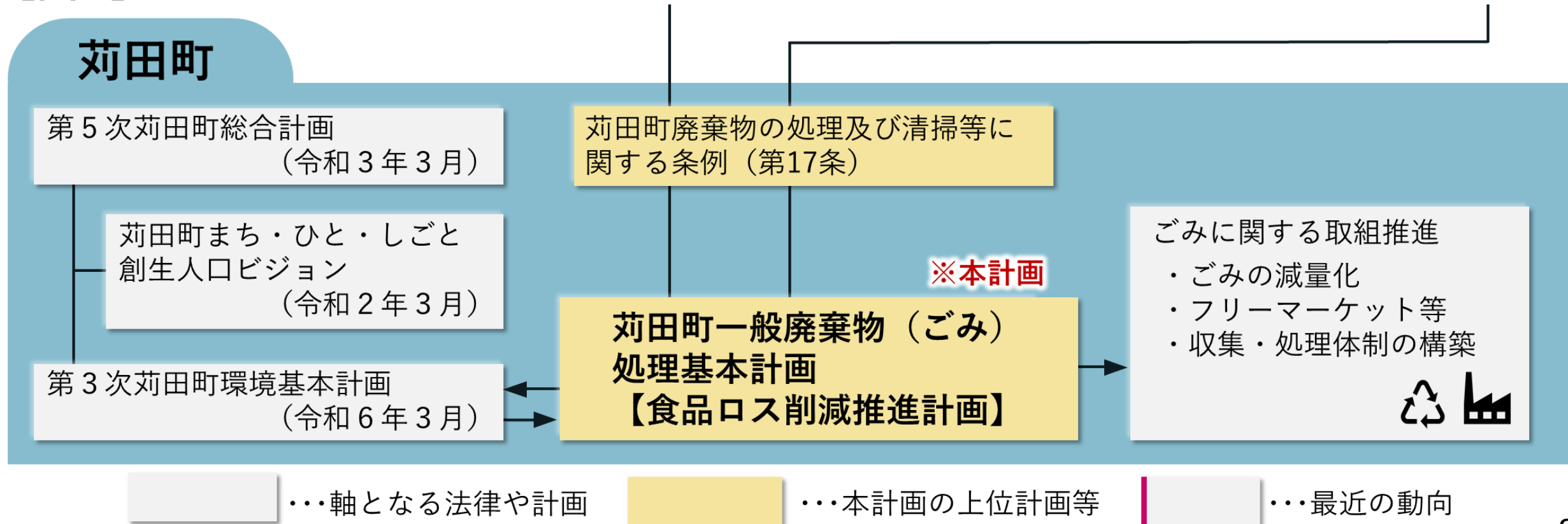
5) サステナブルなスタイルへの転換

「食品ロス削減推進計画」の位置付け

改定:P5

ごみ処理基本計画のうち、食品ロス削減に関連する事項の個別計画として新規に策定した。

【図5】



【新規策定】

地方公共団体は、食品ロス削減推進法第4条に基づき、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図り、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有す。

また、同法第12条、第13条に基づき、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(食品ロス削減推進計画)を定めるよう努めなければならないとされている。

国目標	「食品ロスの削減の推進に関する基本的方針」(令和7年3月25日閣議決定) ○家庭系食品ロス:2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減 ○事業系食品ロス:2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減 ○食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする
-----	---

【参考】食品ロスに関する取組

消費者向け啓発用リーフレット作成・配付



店舗での取組の促進



フードドライブ活動

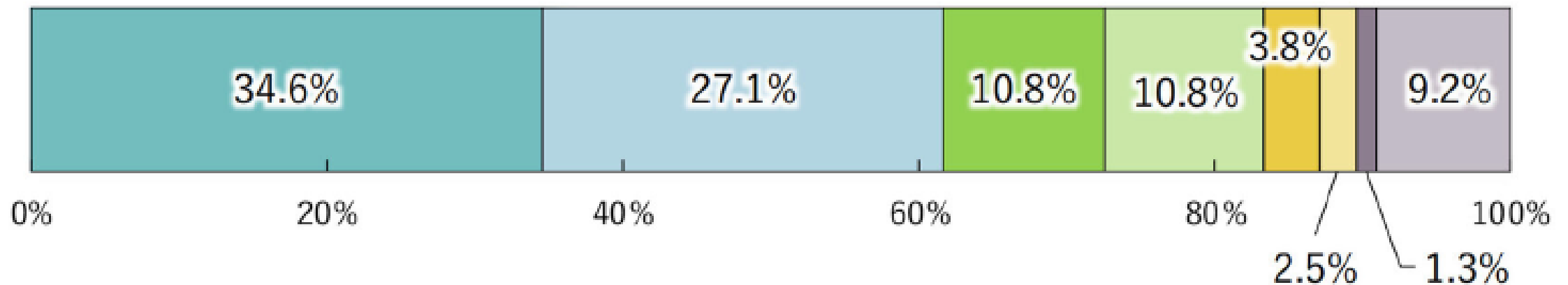


「てまえどり」の啓発

家庭ごみの中で、「減量できるごみの種類」として、最も多く選択されたのは「食品ロス」。

【設問 8】 家庭ごみの減量について（減量できるごみの種類）

- 食品ロス（食べ残しや調理くずの減量、使い切りの意識）
- 衣類
- 粗大ごみ
- その他
- 紙ごみ
- 生ごみの水切り徹底による全体量
- 電動式生ごみ処理機・コンポスト使用による減量
- 無回答



「ごみの有料化」について、

改定計画で加筆・修正した内容はありません。

(現段階での事務局における検討状況をご説明します。)

※以下、スライドNo.13～15までは、あくまで事務局による検討段階のものであり、確定した内容ではありません。

「ごみ有料化」について

改定:P13

答申:「ごみ有料化について」(平成27年11月)

⇒「早急にごみ有料化を実施すべきである」との内容。

「ごみ有料化」とは、町が一般廃棄物(ごみ)処理について、すべて税金で支出していた経費の一部を排出者(住民等)から手数料として徴収すること。
(手数料の徴収は、ごみ袋を有料化することにより行う。)



ごみ袋の作製費用や配送費用等のみをごみ袋料金として徴収するのは、ごみ袋の有料化(国が求める「有料化」ではない!)



**処理経費
(一部)**

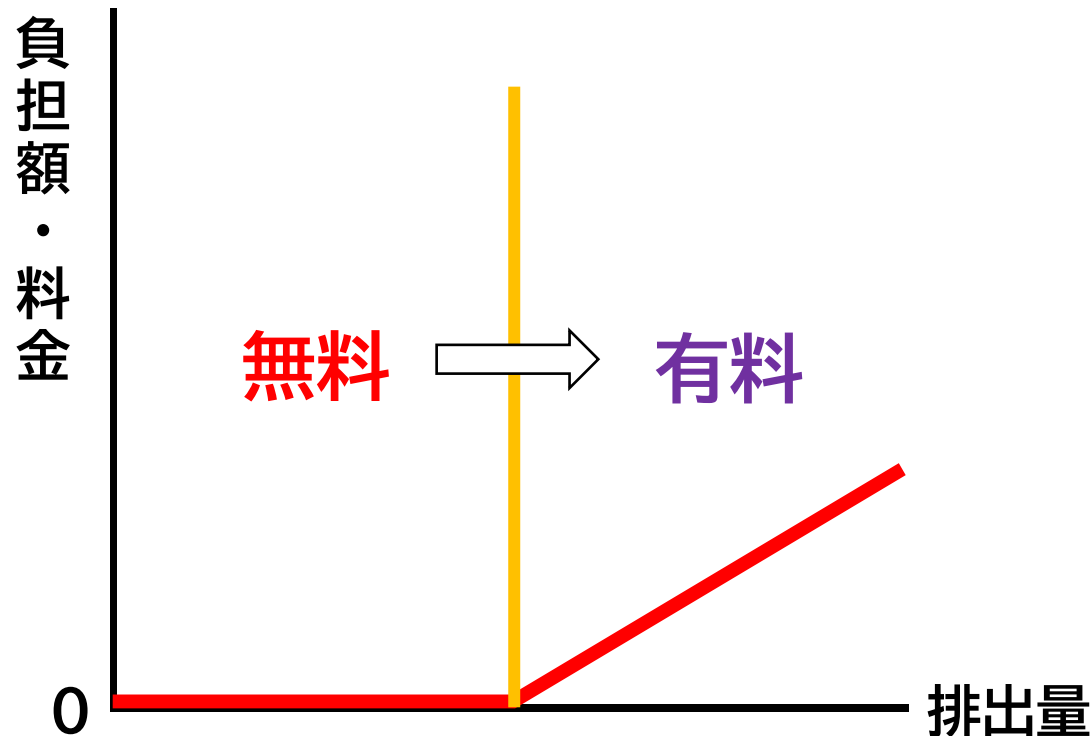
ごみ処理経費の一部を排出者から手数料として徴収するのは、ごみ処理有料化

⇒「ごみ有料化」は、『ごみ処理有料化』として整理。

「一定量無料型」(＝負担軽減を重視)

⇒ 排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。

<料金体系図>



例) 町が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する。

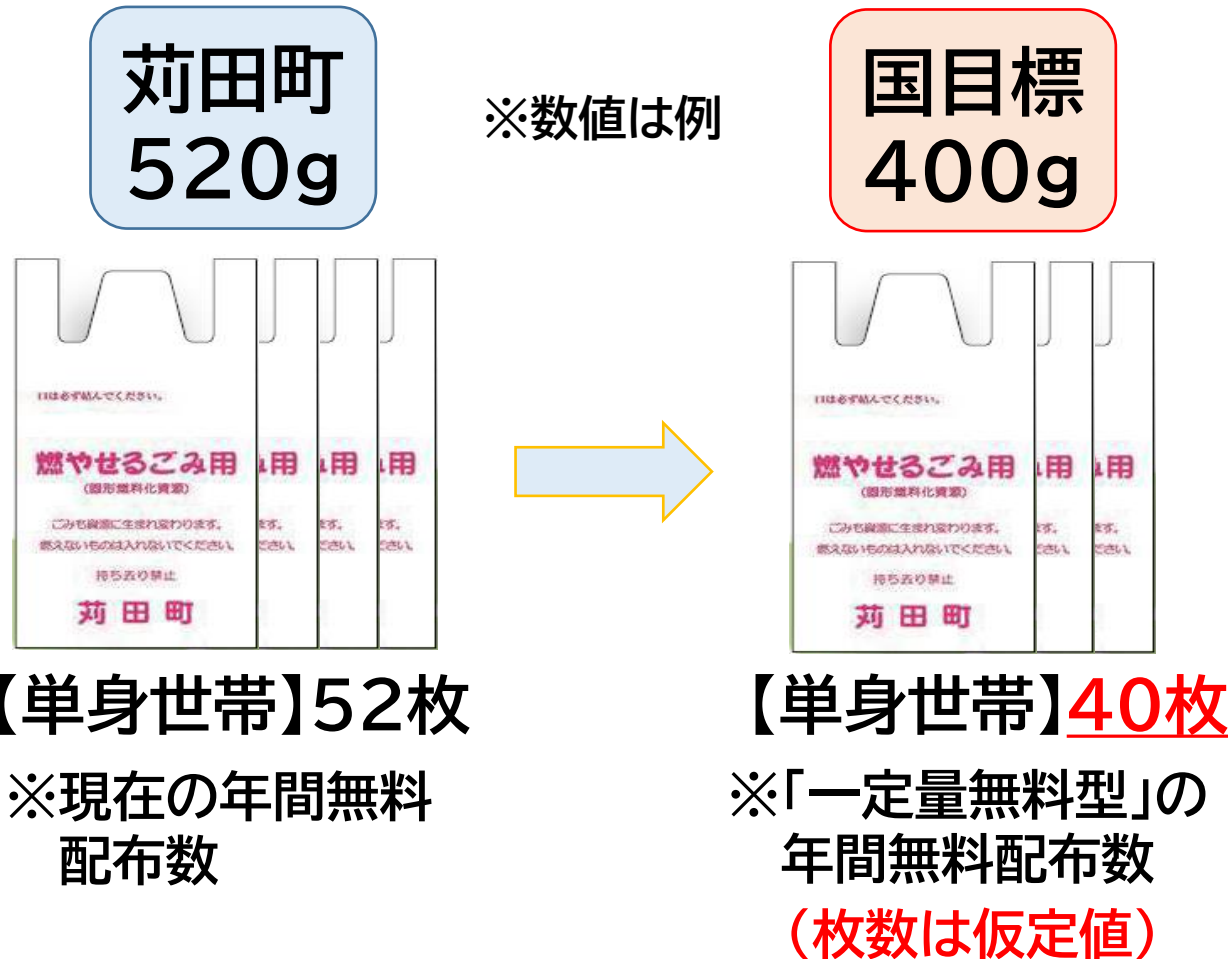


一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。

「燃やせるごみ」の袋で考えてみると・・・

改定:P13

例えば、一般家庭から出る「燃やせるごみ」の排出量(1人1日あたり)を、国の目標値と同程度にまで減少させると目標設定した場合、



目標としたごみ排出量に見合った袋の枚数(ここでは40枚)までは無料で配布し、それを超過する場合には有料でゴミ袋を購入してもらう方法とする。

有料化実施に伴う(町民の)経済的負担を軽減しつつ、ごみの減量や分別・資源化に取り組む動機付けとする。

⇒ ごみの中から「資源」として取り出せるものを分別する

1)分別収集によるリサイクル推進

2)紙ごみの分別収集の推進

3)プラスチックごみの分別収集の検討【新設】

= 容器包装プラ、製品プラの分別収集を検討する

4)機会の提供によるリユース促進

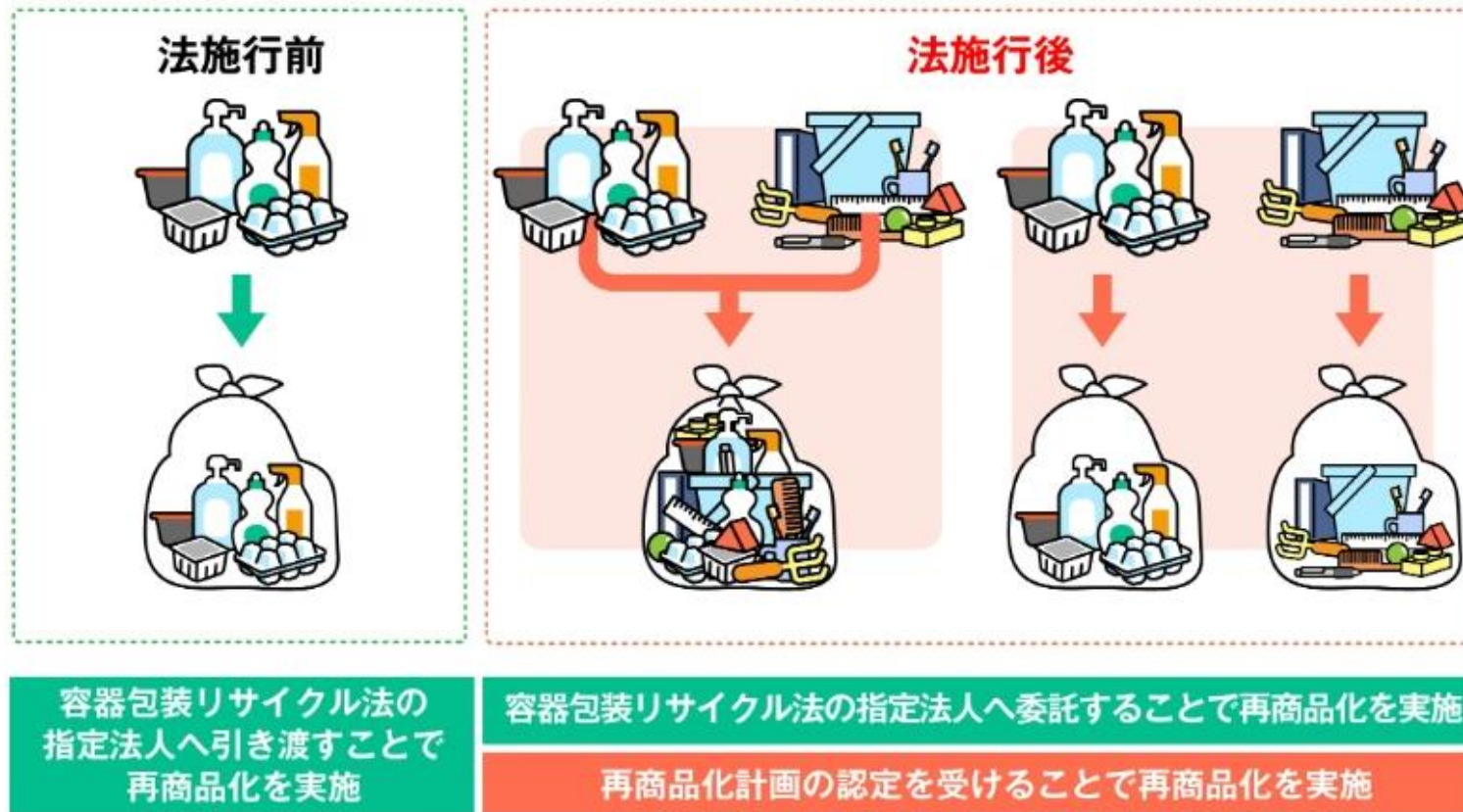
5)グリーン購入とエシカル消費

プラスチック資源循環促進法の努力義務



『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』(令和4年4月1日施行)

法第31条に基づき、市区町村は、**プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めなければならないこと**となっている。(⇒努力義務)



プラ類のリサイクル方法として、

- ①法第32条に基づき、容器包装リサイクル法の指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)に委託し、リサイクルを行う方法
- ②法第33条に基づき、市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいてリサイクルを行う方法

※①、②のどちらかを市区町村の状況に応じて選択することができる。

プラスチック資源循環促進法の開始時期について



●市区町村の開始時期について

『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』は令和4年4月1日に施行されたが、各市町村の実施時期については、具体的な定めはない。

環境省『「プラスチック」に係る資源循環の促進等に関する法律』の普及啓発ページ
『よくあるご質問』

Q. いつからプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を実施しないといけないのですか？

A. 法律上、開始時期に関する具体的な定めはありませんが、市区町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたことを踏まえ、準備が整い次第実施していただくようお願いします。

⇒ 本町では、現方式(RDF化処理)を続ける間は、実施できない。

プラスチックリサイクル(分別)を実施できない理由



鹿嶋市(茨城県)の取組み 報告書P18～22

鹿嶋市① 基礎情報



- 鹿嶋市では、現在ごみ固形燃料(RDF)化処理方式を採用し、燃料としての熱量確保のために「やわらかいプラスチック」を燃やすごみとして収集・処理しており、RDF化処理に適さない「かたいプラスチック」は燃えないごみとして収集・処理し、民間施設にて焼却処理を行っている。
- 現在、広域での燃えるごみの新規処理施設建設整備を含めた検討を進めており、RDF化処理から焼却処理への移行に伴い、プラスチックのリサイクルが課題となることから、本市に適したプラスチックのリサイクルの最適化を図り、持続可能な廃棄物行政を推進している。

『現在ごみ固形燃料(RDF)化処理方式を採用し、燃料としての熱量確保のために「やわらかいプラスチック」を燃やすごみとして収集・処理しており、RDF化処理に適さない「かたいプラスチック」は燃えないごみとして収集・処理し、民間施設にて焼却処理を行っている。』



荻田町でも同様に、『新たな処理システムへの移行』に伴い実施を検討する。

2-3)プラスチックごみの分別収集の推進

改定:P18

スライドNo.18・19は、昨年度の環境審議会資料ですが、「新たな焼却システムへの移行」と同時に分別収集を実施するという趣旨の説明となっています。

しかし、プラごみの分別・収集については、「新たな処理システムへの移行」を待たずに、紙ごみの分別収集と同じタイミングで早期に開始することが望ましいと考えています。

- ➡ ○分別ルールの定着までには時間がかかる。
- 100%分別されることはない。(一定量は残る…)
- 分別ルールを再編することでの意識向上 などから。

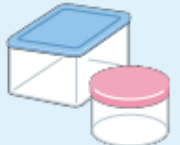
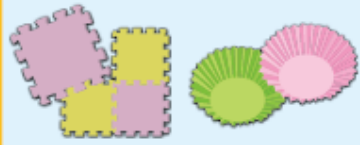
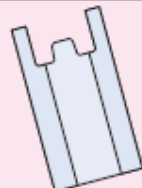
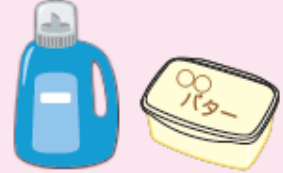
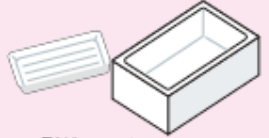
【参考】鎌倉市の取組み(製品プラ:平成27年1月～)

鎌倉市HP

容器包装:週1回収集

製品プラ:月1回収集

燃やすごみとして出していた製品プラスチックを、平成27年1月15日から、資源物として無料で収集。
(※容器包装プラの収集が先行)

	製品プラスチック	容器包装プラスチック
収集日	月1回	週1回
	※お住まいの地区によって収集日が異なりますので、「資源物の分け方・出し方」もしくは「収集日カレンダー」でご確認ください。	
定義	「容器包装プラスチック」、「ペットボトル」以外のプラスチックでできている製品。 他の素材がついていてもプラスチック部分が半分以上なら出せます。	 プラマークがついているもの 中に商品が入っていたプラスチック製の容器・包装のこと。その商品を使用(消費)したり取り出したりした際に不要になるもの。
具体例	 ザル  植木鉢  CDとCD ケース  容器 (商品として販売されているもの)  シリコン・ウレタン・スポンジ製のもの  おもちゃ (電池不使用のもの)  プラスチックに一部 その他の素材がついているもの  壊れたもの・ 劣化したもの	 レジ袋・ポリ袋・フィルム袋  カップ・パック類  チューブ類  ボトル・ケース類  その他(果物ネット、ボトル・ チューブのキャップ類)  発泡スチロール、 食品トレイなど

【参考】金沢市の取組み(製品プラ:令和7年4月～)

金沢市HP

月2回＋第5週目に収集

これまで燃やすごみだった
「製品プラスチック」を「**容器包装プラスチック**」と合
わせて「**プラスチック資源**」
として、収集し資源化。

「製品プラスチック」とは、
プラスチック素材100%で
できているもので、一番長
い辺が50cm以下のもの。



プラごみの分別意欲(町民アンケート結果)

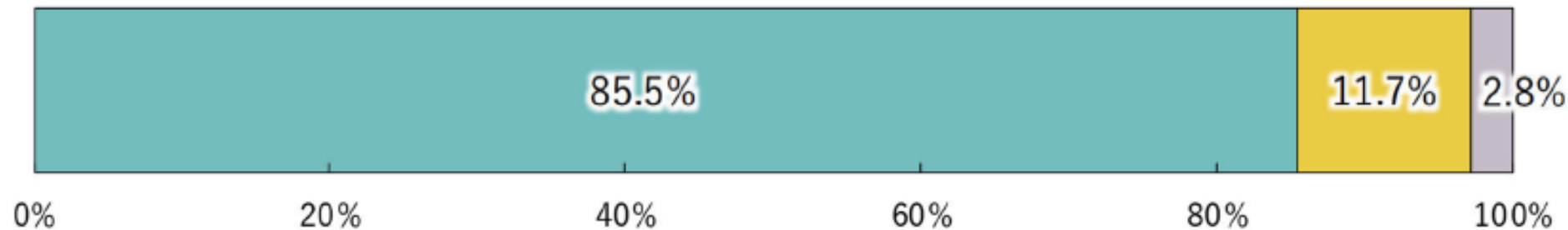
改定:P46

8割以上の町民がプラごみを分別できると回答。

【ペットボトル以外のプラスチック製容器包装】

(具体例) 食品トレイ、レジ袋、洗剤ボトル、ペットボトルのラベル など

■ 分別できる ■ 分別はできない ■ 無回答

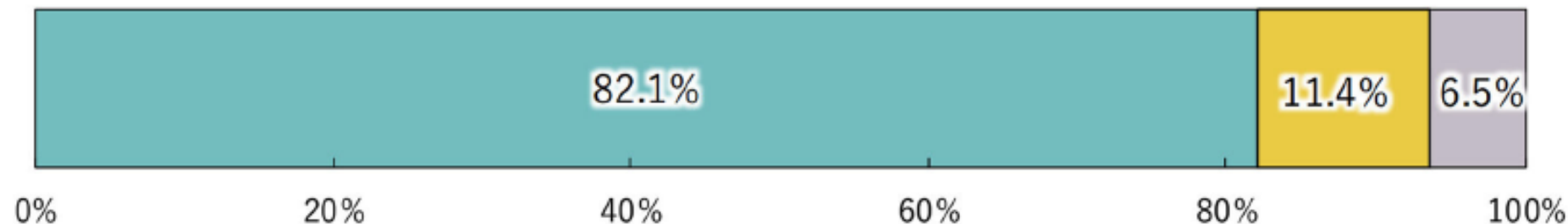


「容器包装プラ」
⇒ 可燃ごみ

【それ以外のプラスチック製品】

(具体例) バケツ、ストロー、おもちゃ、ハンガー など

■ 分別できる ■ 分別はできない ■ 無回答



「製品プラ」
⇒ その他不燃

「可燃ごみ」の分別方法の変更



分別区分・出す場所	収 集 曜 日	対 象 物	
燃やせるごみ 袋に入れて ※不燃物は絶対に入れないでください (故障の原因になります)	毎週 右上図を参考に〇〇に記入してください。 曜日と 曜日	●台所ごみ (水切りをして) ●枯れ葉・生花 ●紙おむつ (汚物を取り除いて) ●アルミ箔 ●草(枯らして土をよく落として) 多量の場合は、自己搬入または何回かの収集日に分けて出しましょう	●プリン・豆腐・卵の容器 ●調理用油 (固めるか紙に吸わせる) ●雑誌・新聞 (厚いものは裂いて、多量の場合は資源回収へ) ●ラベル ●発泡スチロール

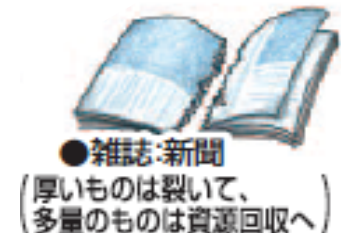
「燃やせるごみ」のまま



新たな分別項目① (プラ容器類)



新たな分別項目② (紙ごみ)



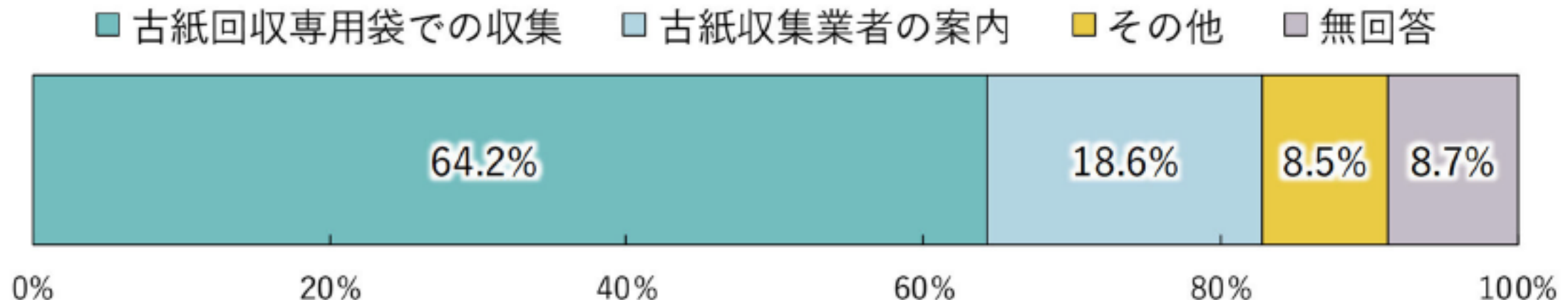
「燃やせるごみ」の中からリサイクル可能なものを取り出すことで減量を図る。

改定計画で加筆・修正した内容はありません。

「生ごみに次いで2番目の排出量である「紙ごみ」のみを対象とした回収袋や収集日の設定などの取組みについても、可能性を調査し、導入を検討する。」

「あればよいと思う古紙の再資源化方法」(町民アンケート)

【設問 10】 古紙の再資源化について (あればよいと思う方法)



【参考】福岡市「雑がみ回収促進袋」



市内9箇所に設置された資源物回収ボックスで無料で配布中。

※リサイクルできる雑がみの種類を記載。

【福岡市HPより】

【参考】福岡市「リサイクルできる雑がみ」



大きな雑がみ

まとめて、ひもで
結んでください



チラシ類



ノート



フリーペーパー



書籍



辞書・辞典

布表紙などは
はずす

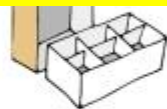
雑がみ：新聞紙・段ボール以外のリサ
イクル可能な紙類のこと

小さな雑がみ

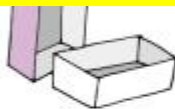
※大きな雑がみが少量の
場合は、小さな雑がみと
一緒に紙袋に入れても構
いません。



メモ帳



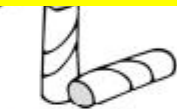
お菓子の箱



その他紙製
空き箱の箱



ティッシュの箱



トイレトペーパー
等の紙芯



封筒や紙袋に入れて
まとめてください



葉書



紙袋

紙以外の取っ手は
はずす



窓あき封筒

フィルムは
はずす



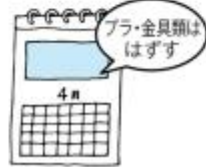
紙製タグ



包装紙



コピー用紙



カレンダー

プラ・金具類は
はずす



画用紙

絵具・クレヨン
のついたものは
不可



模造紙

リサイクルが出来ません。

燃えるごみとして処分してください



カーボン紙



ビニールコーティング
・アルミ加工された紙



金紙・銀紙



ティッシュ
衛生紙



写真



和紙



靴や靴の詰め物



紙コップ



食品・油の
ついた紙



にのいの
ついた紙



圧着はがき



飲料用紙パック



紙おむつ



レシート



アイロンプリント紙

町民アンケートでは、「新規の取組の提案」として、下記のものが挙げられた。

- ・古紙回収専用袋の提供(3)
- ・月1回の古紙回収日の設定(2)
- ・小中学校内での古紙回収プロジェクト(1)
- ・回収BOX利用が難しい人について、自宅前などでの回収(2)

検討課題として、事業者へのアプローチをどうするか？

方向性3 … ごみについて考える機会の提供(改定計画 P22)

1)ごみに関する情報発信の充実

2)環境教育・学習の充実

※加筆・修正なし

方向性4 … 適正なごみ処理システムの運用(改定計画 P23)

1)新たなごみ処理システムの検討

= 令和6年度の答申を踏まえ、記載内容を修正(P23)

2)ごみ処理システムの適正運用と改善

答申「次期ごみ処理方式について」(令和6年11月)

最適な次期ごみ処理方式:

「北九州市へ一般廃棄物(可燃性ごみ)の受入れについて要請し、現ごみ処理施設内に町単独で廃棄物中継施設を整備した上で、ごみ処理(北九州市処理施設での焼却)を委託する」

留意事項:

「北九州市との協議については、同市のごみ処理の状況及び受入れに係る条件等に十分配慮すること」

次期方式の処理ルート(「可燃ごみ」ルートの変更)



町内

現エコ敷地内

町外

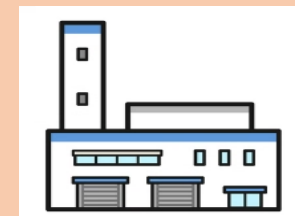
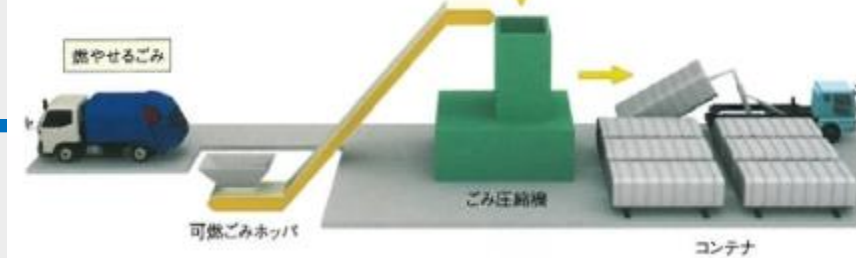


可燃ごみ



新中継施設

コンパクト・コンテナ方式



北九州市焼却施設



粗大ごみ



粗大ごみ処理施設

金属類、小型家電、
蛍光灯等



再資源化業者



再資源化業者

木製品、プラ類、ガ
ラス陶器類、靴靴、
テープ類等



UBE 九州工場②

カレット、廃ビニ
ール類等

アルミ、スチール、ビ
ン、ペットボトル



再生処理業者



資源ごみ



リサイクルセンター



- 「ごみ排出量の将来予測について」
- 「ごみ質の変化について」
- その他要望事項

2 ごみ排出量の将来予測

令和3年度時点までの本町のごみ処理の実績と、第5次荻田町総合計画における将来人口※1から、将来のごみの排出量について予測しました（図17）。*

人口が増加傾向にある本町ではごみの排出量が増加すると予測されます。*

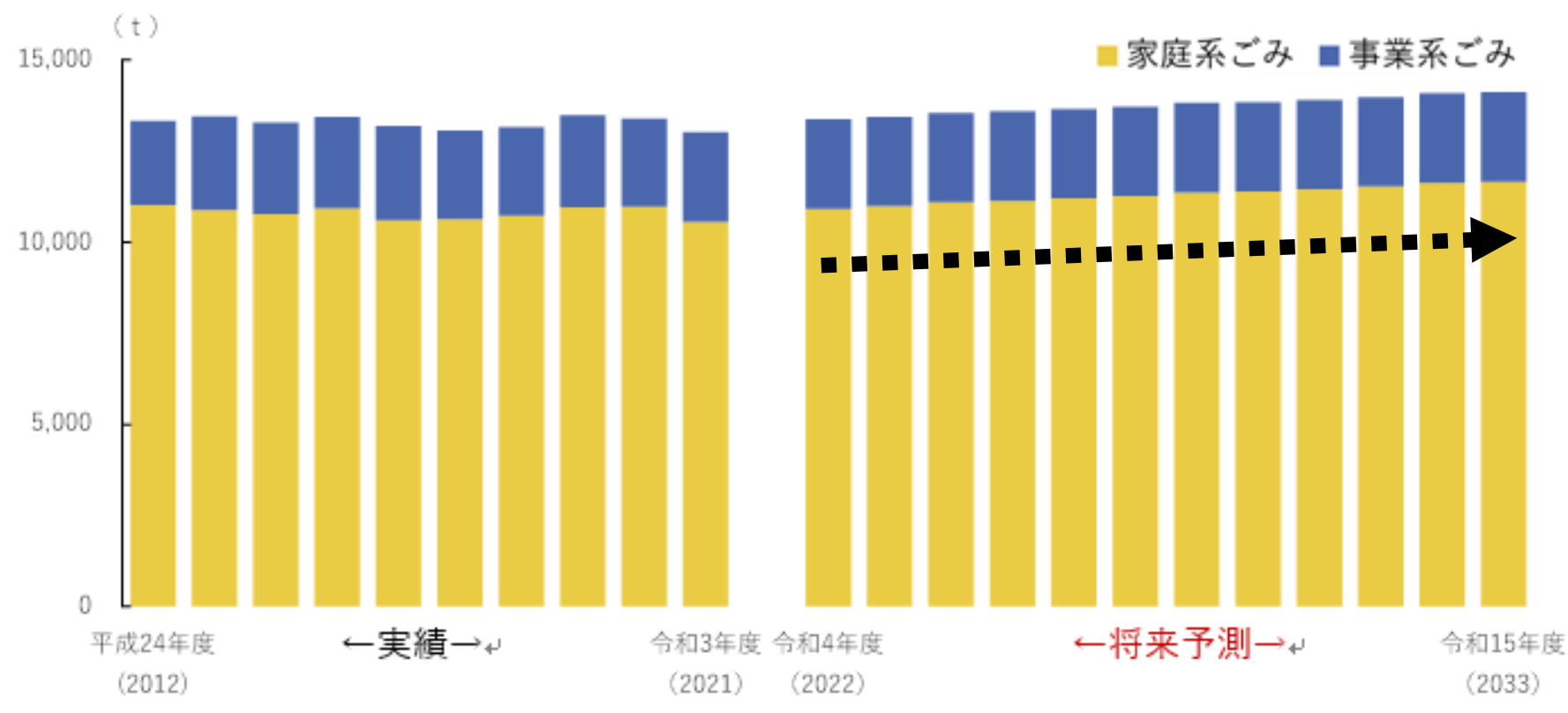


図17 本町のごみの排出量の将来予測結果*

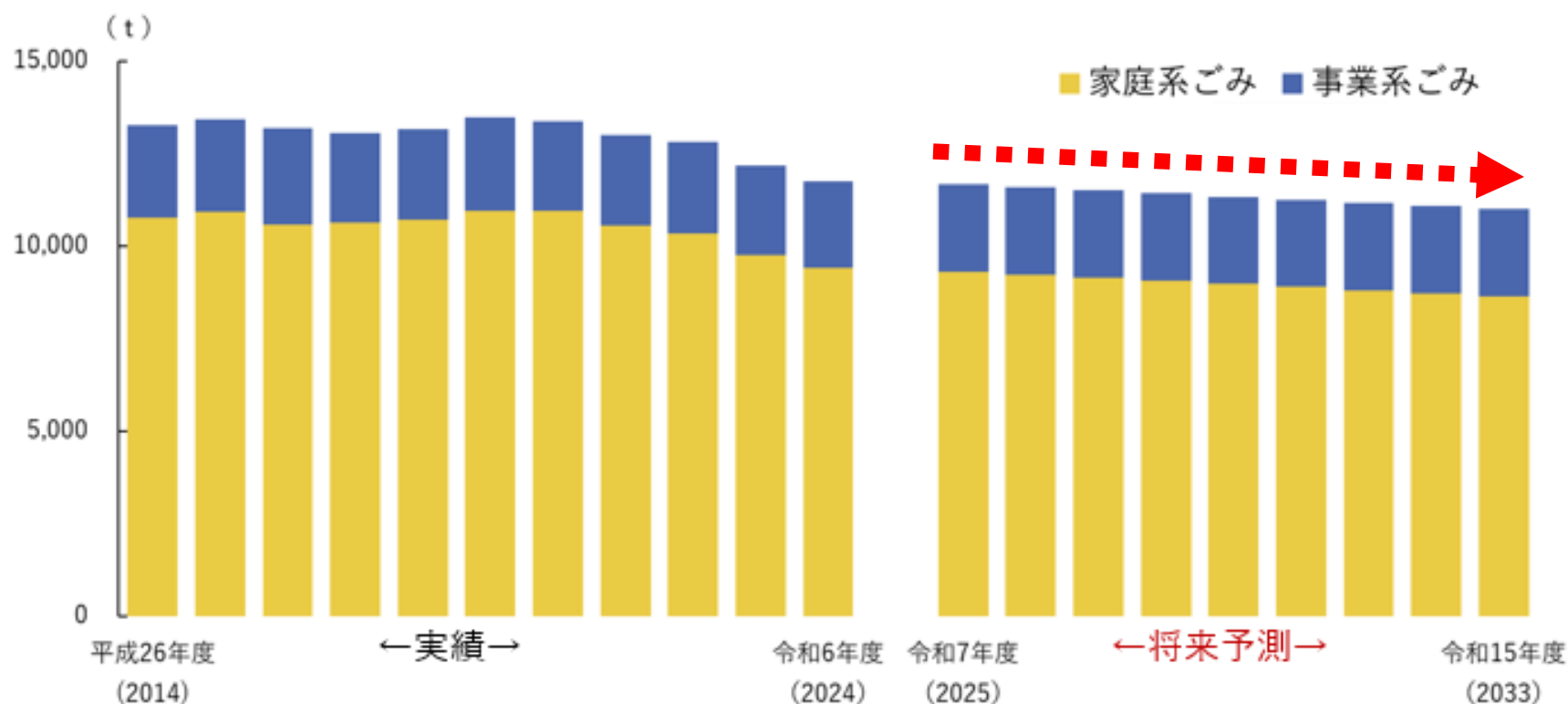
改定計画における「ごみ排出量の将来予測」

改定:P41

2 ごみ排出量の将来予測

令和6年度時点までの本町のごみ処理の実績（令和6年度は速報値）と、直近5年間の人口推移をもとにトレンド推計で算出した将来人口※¹から、将来のごみの排出量について予測しました（図）。

人口が将来的に微減傾向となる本町では、ごみの排出量が減少すると予測されます。



【修正】

「町民1人1日当たり
のごみ排出量が減少
傾向にあり、将来的
に人口が微減傾向と
なる本町では、ごみ
の総排出量が減少す
ると予測されます。」

図 19 本町のごみの排出量の将来予測結果

ごみ質の変化について(前回組成調査との比較)

【H24組成調査】

種類		構成比
厨芥類		34.90%
	調理くず	未調査
	食品ロス	未調査
	その他	未調査
紙類		39.50%
高分子類		14.70%
その他		10.90%
		100.00%

↓1.6%

↓約6.4%

↑約6.2%

【R4組成調査】

種類		構成比
厨芥類		33.30%
	調理くず	17.11%
	食品ロス	11.38%
	その他	4.81%
紙類		33.03%
高分子類		20.89%
その他		12.78%
		100.00%

※減少傾向の要因の一つか？